

七 筑前岩門合戦と蒙古合戦恩賞

弘安八年（一二八五）十一月、執權貞時の外戚で、幕政の中心にあつた秋田城介（安達陸奥守）泰盛が、その子宗景と共に、御内人平頼綱の兵に攻められて滅びた。これを霜月騒動という。鎌倉では、泰盛に親しかつた武士五〇〇余人が誅せられ、地方へも余波が及んだ。

豊前守 少弐景資 『歴代鎮西志』は、太宰三郎景資が、蒙古合戦での勲功を誇って、兄経資から惣領の座を奪おうとして、筑前国岩門城（現筑紫郡那珂川町）に兵を挙げたと記している。少弐景資は盛氏と改名している。恐らく、幕府最大の実力者安達泰盛の被官となつて、その一字を頂いて、彼の権勢を頼んで兄経資に代わって惣領の座に就こうとしたのである。霜月騒動が起るに及んで、泰盛の一類として、泰盛の子息盛宗と共に討伐を受けるに至った。この合戦に参加した平頼綱方の武士は勲功の賞を得た。

ほぼ時を同じくして弘安の役の恩賞が発表されている。（第3表）

『比志島文書』に見える没官跡のうち、豊前関係の武上で、景資に与同した者は、金田六郎左衛門尉時通・兵庫馬次郎兵衛入道經範・兵庫馬三郎能範・足立五郎左衛門尉遠氏・質干入道正行、逆に勲功の賞に浴した者は薩摩前司入道尊覚・薩摩太郎右衛門尉盛房がいる。

金田氏は筑前国小山田村と岩門の所領を没官されているが、本貫は田川郡の金田庄と考えられる。岩門の地は、十等分されて武士たちに与えられ、肥前神崎庄や筑前怡土庄と同様、一分地頭を多数発生させてい る。

兵庫氏は各地に史料を残しており、宇佐郡の高並たかなみを本貫とし、高並氏を称した。諸史料をもとに系図を作成すると次のようになる。

在序藤原兼元都司 兼俊守護代 兼信守護代 兼盛

兵庫大夫資範 兵庫馬丸範時 兵庫馬二郎經範

兵庫馬三郎能範 兵庫馬四郎範資

兵庫大夫資範は寛元二年（一二四四）八月、肥前國か豊前國の守護代を勤めているとき、非法を行つたとして幕府に訴えられており（『吾妻鏡』）、肥前国松浦庄に所領を得ていたようである。早くから少弐氏の被官であったことがわかる。その子範時の代には、宇佐・下毛郡の神領を買得集積していった有徳人であった。範時の所領は宇佐郡の佐野次郎丸や安吉・吉久・久光の三か所（のちに三か別納といわれたのはなかろうか、佐田氏など諸氏に転々と宛行わっていく）が馬二郎經範へ譲られ、肥前国松浦庄は弟の馬三郎能範に譲られたらしい。

佐田庄地頭 足立五郎遠氏は武藏國の武上で鎌倉での合戦に泰盛方城井通房法名尊覺として行動してその所領を没収されたらしい。『宇都宮文書』に次のように見える。

早く前薩摩守法師足立五郎左衛門尉遠氏知行分をして豊前国佐田庄地頭職足立五郎左衛門尉を領知せしむべき事（一二九〇）

陸奥守平朝臣（連署貞時）（花押）
相模守平朝臣（花押）

正応三年十月四日

神領興行令

この翌年、鎮西五社へ「神領興行の綸旨」^{くんじ}が出た。豊

前国には、多くの宇佐神領や弥勒寺領が存在したが、

鎌倉時代の末には、困窮した神官・僧侶は、その所領を売却したり、武士に押領されていた。この倫旨は武士の徳政令と錯綜し、ほとんど実行されなかつたらしい。そのため正和元年（一二三一一）改めて、鎌倉から明石盛行・安富長嗣・斎藤重行の三人を興行奉行人として下向させ、強力にその実行に当たつた（文書「黒水」）。しかし、これは各地で大混乱を生じ、なかには城郭を構え抵抗するものも出て、幕府に対しても不信心を募らせ、悪党化する武士や有徳の凡下（一般庶民）を増加させた。神領興行令で大きな打撃を被ったのは、豊前各地に繁衍した宇都宮一族であったことは第4表をみれば、その一部を垣間見ることができる。

延慶二年（一二〇九）、鋤岐次郎時広入道蓮覺は父都祐秀の遺領、仲津郡大野井庄田所職と名田畠在家等を徳政令によつて取り戻したが、庶子都三郎入道生千の子又三郎種秀や肥前房良秀の子九郎経弘と、その配分をめぐつて争い、田地二五町五反、畠九町三反、在家一〇宇を第5表のように配分した（文書）。大野井庄の田所職を所持していた都氏は京都郡司の系譜をひく在庁官人で、庄園開発に関与して開発領主の一人となつたのである。ここで在家とは名内に住み、田畠を耕作する農民のことである。田畠の耕作者）七か所という三つに区別して税を徴収しているから、七町余と本在家（小名の耕作者）七、脇在家（散在分として小名に入れていない田畠の耕作者）七か所といふ。上毛郡の成恒名は田二

第4表 神領興行令と宇都宮一族

年月日	通称	対象地
正安元・十二・廿七 (一二九九)	薩摩次郎左衛門尉経房	下毛郡野仲郷全得・世永両名をさり渡す 濫妨・散神のため別儀をもつて
正和元・十二・廿七 (一三二二)	大和前司頼房	下毛郡木原村稻重名を転々知行するも返付させらる
正和元・十二・廿七 (一三二二)	山田中内左衛門尉政盛	上毛郡黒土庄田地三反号小石原を返付させらる
正和元・十二・廿七 (一三二二)	故山田彦三郎	下毛郡四郎丸名田地を弥勒寺へ
正和元・十二・廿七 (一三二二)	政康	返付させらる
正和元・十二・廿七 (一三二二)	野仲道雄	下毛郡麻生郷藍原屋敷二所を返付させらる
正和元・十二・廿七 (一三二二)	野仲次郎太郎	下毛郡野仲郷全得・世永両名を返付させらる
正和元・十二・廿七 (一三二二)	空	上毛郡三毛門大路田地六反を返付させらる
正和元・十二・廿七 (一三二二)	大和八郎信茂	上毛郡是吉名内田地を頼房下人二人に返付を命ぜらる
正和元・十二・廿七 (一三二二)	大和前司頼房	下毛郡久松名を返付するよう子息千世房丸に命ぜらる
正和元・十二・廿七 (一三二二)	野仲次郎太郎	下毛郡自見名并今永田地を宇佐宮供僧に渡さしむ
元応元・八・十九 (一三一九)	文宮書成	文益書成
元応元・八・十九 (一三一九)	小山田	文到書津
元応元・八・十九 (一三一九)	奥文書	出典
元応元・八・十九 (一三一九)	北文書	

第5表 仲津郡大野井庄田所職配分

嫡子蓮覚	田地	畠地	在	家
一二町七反二〇代	四町六反三〇代	五宇	余田	荒野等
六町三反	一町五反	一宇		
二町	四反			
譲阿				

鎮西探題北条時頃が長文の裁許状を発している。宇佐大宮司らが、神領興行令によつて、御家人久保六郎種栄に両名の返付を求めたのであるが、鎮西探題はこれを却下した。久保氏は窪三郎種家入道道恵一六郎種

俊一六郎種栄と相承する大蔵一族である。京都郡久保郷を本貫とする在庁官人で、郷司職か久保庄の庄官であつたと思われる。種家は宇佐宮祝大神氏と姻戚関係を結び、企救郡貫庄今吉・元重・時重名を譲られ、同庄弁分名や下毛郡にも進出するようになっている。

八 鎮西談議所と宇都宮通房

鎮西四頭奉行 執權北条時宗の舅安達泰盛が攻め滅ぼされた霜月騒ぎ
人 城井通房 動の翌年、平頼綱は鎮西の事について画期的な方針を発表した。『大友文書』によると、

鎮西の輩の訴訟の事、……自今以後においては、別しての仰せに非ざるの外は、関東や六波羅に参るべからず。訴訟あらば、(大友頼泰)兵庫入道・少式(義貞)入道・薩摩入道・河谷重卿(義重)入道寄合いて裁許せしむべし。国において成敗しがたきは、子細を注進すべし。……但し、奉行人中に敵対する事あらば、殘る人々をして尋ね沙汰せしむべし(下略)

(原漢文)

蒙古の襲来にそなえて警固番を強化・維持していかなければならぬ時に、地頭御家人、寺社の別当・神主・供僧、所々の名主・庄官等は、関東へ訴訟に出かけることをやめなかつた。そこで、博多に談議所を設け、四人の奉行が合議して裁決することにした。博多で裁決できない場合や越訴は調査結果を六波羅探題へ報告せよというものである。この法令は、天野遠景以来、百年ぶりに訴訟裁決権を九州に移譲したこと意味する。鎌倉幕府は、訴訟裁決権を本領安堵や新恩給与と共に、將軍に属する重要な権限としてきた。それが蒙古襲来の緊張時に、北条氏以外の御家人に付与されることになったのである。

鎮西談議所四頭奉行人の一人に宇都宮薩摩前司通房が選ばれたのは何故であるうか。

文永の役以前に、大友頼泰・少式資能両人を鎮西東西奉行として、從來の守護の権限を越える権力を与えて、鎮西全域の武士を統率させたが、弘安の役後、北条時定を下向させて、博多の東西奉行の権限を吸収し、少式氏も豊前・肥前の守護職を失うにいたる。肥後の守護安達泰盛と守護代盛宗の後は北条貞時がおさえ、代官に宇都宮通房を起用した。

筑後國守護 宇都宮通房は、いわば得宗家（北条嫡流家）の御内人城井通房(家来)となつたのである。その関係によつて、永仁三年（一二九五）より筑後国の守護職にも補任され、通房の死後、その子頼房が正和三年（一二三一四）まで、同国守護職を務めることになる。渋谷重郷も北条氏の日向国守護代であったから、御内人化していることを考へると、平頼綱は、少式・大友の守護クラス御家人二人に、北条得宗領の守護代＝御内人二人を加えて訴訟を裁決させようとしたことが知られる。

当時の守護代は、安東蓮聖に代表されるごとく、自身経済力があり、主人の家計を肥やすような人物が選任されていたから、宇都宮通房もそのような人物であったと考える。

正応六年（一二九三）六月の『阿蘇文書』には「守護薩摩入道施行」と端書にあるが、北条貞時が守護であるから、通房は守護代であったのである。通房は『紀井系図』では建治元年（一二七五）二月二十六日、七十三歳で死去したとなつてゐるが、永仁三年（一二九五）六月十三日ごろ「筑後國守護薩摩入道尊覚」と見え、生存している（『文書』）。永仁七年四月十日の鎮西引付衆に名が見えないので、これ以前に死去したものと考えられる。